平成30年10月

KOKUHO-DAYORI

今月の被保険者数

(平成30年8月末現在)

□ 141,962 世 帯 数 61,699

42.549 被保険者数

国保世帯数 23,850



神縄市国民健康保険 はり、きゅう、あん摩マッサージ指圧施術利用券について

沖縄市国民健康保険の加入者を対象とした「はり、きゅう、あん摩マッサージ指圧施術利用券」の交付冊 数は、一人当たり年度内で6枚綴りを2冊までとなっていますが、利用状況を勘案した結果、予算の範囲内 で10月申請分より3冊目の発行が可能となりました。(一人当たり年度内で3冊発行可)

- ※利用券は、国民健康保険の加入者で有効期限内の保険証をお持ちの方を交付対象としています。
- ※利用券には、有効期限がありますのでご注意ください。
- ※沖縄市指定施術所で、利用券1枚につき1.000円の助成となります。

(利用券は1人1日1枚までとなります。)

- ※国保の世帯主での申請となります。申請の際は、身分証(運転免許証等)及び印鑑(認印可、スタンプ印 不可)、施術利用者の保険証が必要です。
- ※同一国保世帯以外の方が代理で申請する場合は、委任状等が必要です。詳しくは、沖縄市役所国民健 康保険課管理係までお問い合わせ下さい。

■ <お問い合わせ> 沖縄市役所 国民健康保険課 管理係 TEL 939-1212 (内線2117)

沖縄市国民健康保険はり、きゅう、あん摩マッサージ指圧 指定施術所

指定施術所名	住 所	電話番号	施術の種類
長嶺東洋鍼灸院	大里2-18-14	938-3114	鍼、灸、マッサージ
あづまや針灸院	城前町20-31	938-8263	鍼、灸、マッサージ
久場針灸院	中央2-16-18	937-3137	鍼、灸
米須鍼灸指圧マッサージ院	松本1-4-12	938-2431	鍼、灸、マッサージ
東京鍼灸院	仲宗根町15-19	939-8551	鍼、灸、マッサージ
東医堂鍼灸院	泡瀬3-17-6 みどりコーポ103	939-2256	鍼、灸、マッサージ
中央鍼灸院	中央1-25-7	939-4011	鍼、灸
ティーピー針灸	中央3-7-2 キャッスルマンション1F3号	090-7920-0617	鍼、灸、マッサージ
照はり灸・指圧マッサージ院	高原4-27-13 2階	932-0677	鍼、灸、マッサージ
あらた治療院	登川1-5-15	989-8076	鍼、灸
はりきゅう処 寧心(ねいしん)	上地4-7-3 伊礼アパートC-101	911-2134	鍼、灸
おきなわしあわせ鍼灸院	泡瀬1-25-1	080-4175-4804	鍼、灸

「おきはくん健康ポイント」で 特典と健康をGETしよう

◆おきはくん健康ポイントとは?

集団健診や人間ドック、職場健診などの健診を受診する、健康講演会などの健康イベントへの参加、ペアーレ沖縄やジスタス美里、カーブス(市内)、コザ運動公園トレーニングルームの利用やけんこう応援店(飲食店)を利用することで健康ポイントがたまる仕組みです。100ポイント以上ためると2,000 ~ 2,500円相当の特典が当たります。(各特典とも予定人数を超える応募があった場合は抽選となります)



ためる!

ポイントカードを受取り、対象事業に参加して100ポイント以上貯める。



応募する!

ポイントカードに必要事項を記入し郵送または市民健康課窓口で応募する。



もらえる!

400名の方に 2,000~2,500円 相当の豪華特典を 抽選でプレゼント!

◆健康ポイントで健康も特典も両方GET!!

健診やがん検診の受診はポイントカード(ハガキ)に受診月日を記入するだけ!また、 普段ウォーキングをしている方は、歩数を報告することでもポイントがもらえる!(歩数 をハガキに自分で記入します)

子育てや仕事が忙しくて時間がない方、健康づくりへの参加がしづらい方でも自分の 都合やペースに合わせてできるメニューがあります。

◆18歳以上のあなたが対象です。



ポイントカードは市役所案内窓口、市民健康課、上記市内運動施設やけんこう応援店等で配布、また、市ホームページから取得することもできます。

詳しくは、ポイントカードに添付しているパンフレット、または下記QRコードからご覧ください。



お問い合わせ 健康福祉部 市民健康課 健康推進係 939-1212(内線2241)

交通事故念あったとき

交通事故や暴力など、第三者から受けた傷害について国保証で受診した場合、 本来その保険給付分は加害者が負担すべきものなので、後日その費用の範囲内 で加害者に請求することになります。



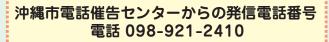
○次の点に注意し、必ず国民健康保険課 第三者行為求償担当まで届け出てください。

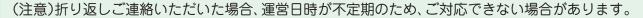
- 1. 警察に届け出て、後日、「交通事故証明書」または「被害届書」をもらってください。
- 2. 「第三者行為による傷病届」を国民健康保険課へ提出してください。
- 3. 示談は、国民健康保険課 第三者行為求償担当と相談の上で行ってください。
- 4. 加害者から既に治療費などを受け取っている場合は、国保証は使えません。 国保証で受診した場合は、治療に要した費用の範囲内で返還していただく事になります。

***沖縄市電話催告センターについて*

的/沖縄市では、電話にて市税(固定資産税、市県民税、軽自動車税)の未納をお知らせする 「沖縄市電話催告センター」を平成27年10月に開設しましたが、平成29年8月より国民健康 保険料の未納につきましても、沖縄市電話催告センターでお知らせすることとなりました。 本市が委託した民間事業者から、ご本人様宛てに電話で納付の呼びかけを行っています。

このお知らせは、平日の日中のほか、平日午後5時から午後8時までの夜間及び休日にも行うことがあります。





業務内容/電話の際は、オペレーターが、納付忘れの国民健康保険料をお伝えするとともに、本市があらかじめお送りしている納付書による納付をご案内いたします。 また、口座振替をご利用されていない方に対しては、あわせて口座振替制度のご案内をいたします。

振り込め詐欺じご注意も!

沖縄市電話催告センターでは、次のようなことは行いません。

- ・国民健康保険料の還付受取りのために、金融機関等の現金自動預け払い機(ATM)の操作を指示すること
- ・連絡先として、携帯電話やフリーダイヤルの電話番号を案内すること
- ・ご家族に対して、未納国民健康保険料の納付を強要すること
- ・電話で口座番号などを聞き取ること
- ・国民健康保険料の納付のために金融機関の口座を指定して振り込みを求めること
- ・還付にあたって手数料をいただくこと
- ・沖縄市電話催告センターの担当者が訪問対応をすること

問い合わせ/健康福祉部 国民健康保険課 TEL098-939-1212(内線:2121・2127)

